

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画について定める。

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。なお、単に「法」と表記する場合もこの法律を指す。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び岩手県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質

本計画は、国民保護法第 35 条の規定に基づき作成する計画であって、市が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に応じた弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「一関市地域防災計画」等、防災に関する体制を活用する。

3 市国民保護計画の見直し、変更

本計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 5 条で定める軽微な変更を除き、一関市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議した後、市議会に報告し、公表する。

4 市の業務の概要

- ・国民保護計画の作成及び見直し、変更（法第 35 条）
- ・国民保護協議会の設置、運営（法第 39 条）
- ・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
（法第 27 条、第 183 条において準用する第 27 条）
- ・組織の整備、訓練（法第 41 条、第 42 条）
- ・警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施（法第 16 条第 1 項第 1 号）
- ・救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
（法第 16 条第 1 項第 2 号）
- ・退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への
対処に関する措置の実施（法第 16 条第 1 項第 3 号）
- ・水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施（法第 16 条第 1 項第 4 号）
- ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施（法第 16 条第 1 項第 5 号）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災状況、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、要配慮者に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、国民保護措置に関し、防災計画による相互応援協定、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努める。

5 住民の協力

市は、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

6 普及・啓発及び訓練の実施

市は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自らの備えや地域で助け合う自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

8 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の要配慮者に対するきめ細かな配慮が必要であり、市は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者に対しては、必要な情報の提供、緊急時の連絡及び応援体制を確立すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

10 個人情報の保護

市は、武力攻撃事態等における安否情報の照会等に際し、関連する法令等に基づき、個人情報の保護に十分配慮する。

11 外国人への国民保護措置の適用

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

12 初動体制の充実

市は、武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は、速やかに国、県及び関係機関と情報共有を行い、国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう初動体制の確立に努める。

第3章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について以下のとおり定める。

1 地理的特徴

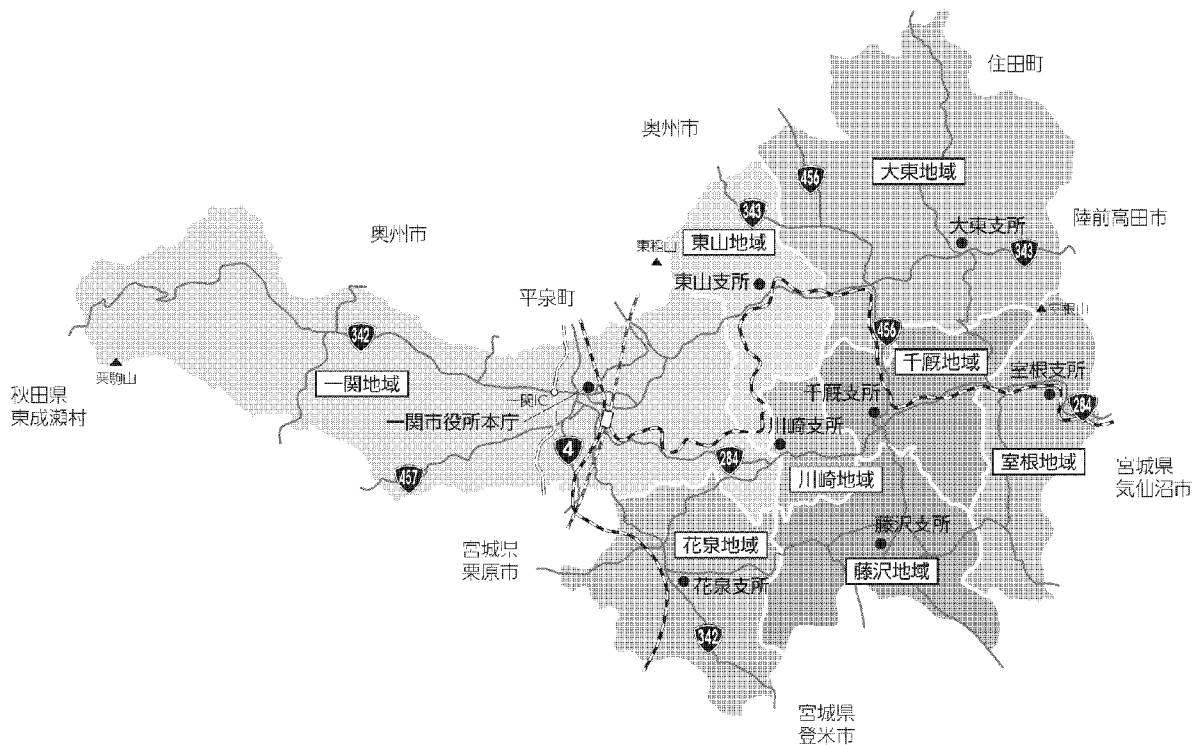
(1) 位置・面積

市は、岩手県の南端に位置し、北は西磐井郡平泉町及び奥州市、南は宮城県栗原市及び同登米市、東は気仙郡住田町、陸前高田市及び宮城県気仙沼市、西は秋田県雄勝郡東成瀬村に接している。

岩手県の南の玄関口で盛岡・仙台両市からそれぞれ約 90 km の中間に位置し、東京には約 450 km、青森には約 295 km の地点である。

面積は 1,256.42 km² で、東西約 63 km、南北約 46 km の広がりがある。

市の土地利用の状況は、総面積のうち 56.7% が山林で占められ、次いで田が 11.2%、畑が 6.9% となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域といえる。



(2) 地形

市の西部には、奥羽山脈にそびえる栗駒山、東部には、穏やかな丘陵地が広がる北上高地の独立峰となっている室根山などの山々が連なっている。栗駒山の周辺には深い森が広がり、湯量豊富な須川温泉をはじめ多くの温泉に恵まれている。北上高地は、隆起準平原でなだらかな高原には牧場が各所に開かれている。また、奥州平泉の歴史との関わりが深い東稲山も特徴的な山容を見せている。

北上平野の南端部にあたる市の中央部には標高の低い平地が広がり、東北一の大河北上川がゆる

やかに流れている。北上川の支流は、西から磐井川、金流川、東から砂鉄川、千厩川などが注ぎ込み、流域に水の恵みをもたらしている。磐井川の中流域には溪谷美を誇る巖美溪、砂鉄川には石灰岩地帯を深く刻み込んだ狛鼻溪があり、多くの観光客が訪れる名所となっている。

また、北上川流域は、豊かで清らかな水の流れに育まれた地域となっているが、宮城県境にかけて狭窄部となっているため、大雨が降るたびに洪水となり、水害に見舞われ、その影響は支流部まで及んでいる。

(3) 気候

気温の日較差、年較差が比較的大きく、内陸型の特徴を示しているが、岩手県内では比較的温暖な地域となっている。

市の西側の奥羽山系沿いは高標高地帯で日本海側の気候の影響を受け、降水量も多く、冬季間は雪に覆われる。市の中央から東側にかけては、太平洋側の気候に属しており、冬季間も晴れの多い地域となっている。

2 社会的特徴

(1) 人口分布

① 人口

平成22年の国勢調査（確定値）による市の人口は127,642人で、岩手県全体の9.6%を占め、盛岡市に次いで第2位の人口規模となっている。

年齢3階層別人口では、年々人口の高齢化率が高くなってきており、平成22年では65歳以上の人口が全体の30.3%を占め、全国平均の23.0%、岩手県平均の27.2%をも上回っている。今後も高齢化が進み、65歳以上の人口の構成比は、平成32年には36.9%、平成37年には38.8%程度にまで達すると見通される。

② 世帯数

市の総世帯数は、人口が減少傾向で推移しているのに対して増加を続けていたが、平成22年の国勢調査では減少に転じている。

③ 交流人口の現状

市と他の地域との人的な交流の状況をみると、平成22年の国勢調査による通勤通学者数は、市外への流出が9,441人、市外からの流入が9,461人と20人の流入超過となっている。

【地域別世帯数、男女別人口等】（平成 22 年国勢調査）

地域別	世帯数	人口			一世帯 当たり人員	人口密度 1 k㎡あたり
		総数	男	女		
一関地域	21,879	60,015	28,833	31,182	2.7	146.3
花泉地域	4,281	14,350	6,798	7,552	3.4	113.1
大東地域	4,873	15,313	7,344	7,969	3.1	54.9
千厩地域	3,891	11,960	5,772	6,188	3.1	133.1
東山地域	2,195	7,445	3,569	3,876	3.4	84.9
室根地域	1,627	5,492	2,659	2,833	3.4	56.5
川崎地域	1,193	4,003	1,910	2,093	3.4	94.2
藤沢地域	2,694	9,064	4,416	4,648	3.4	73.6
合計	42,633	127,642	61,301	66,341	3.0	101.6

(2) 道路の位置、交通機関等

① 道路の位置等

市の道路網は、高速自動車国道をはじめ、国道や主要地方道などにより骨格的な道路ネットワークが形成されている。東北縦貫自動車道は、本市のほぼ中央を南北に縦断し、市域内の一関 IC のほか、若柳金成 IC、平泉前沢 IC が高速道路へのアクセスとして利用されている。

国道は、市の中央部を南北に貫く 4 号、気仙沼市と結ぶ 284 号、秋田県から一関地域、花泉地域を經由し宮城県に至る 342 号、陸前高田市から大東地域、東山地域を經由し奥州市に至る 343 号、宮城県仙台市から藤沢地域を通過し気仙沼市に至る 346 号、盛岡市から大東地域、千厩地域、藤沢地域を縦断し宮城県に至る 456 号、本市の国道 4 号から宮城県の西部を縦断する 457 号がある。県道は一関大東線などの主要地方道が 9 路線、一般県道が 30 路線となっている。

② 鉄道の位置等

市は、首都圏に直結する東北新幹線及び J R 東北本線が南北を縦貫し、J R 大船渡線が東西に横断している。市内の駅は、東北新幹線一ノ関駅、J R 東北本線油島、花泉、清水原、一ノ関及び山ノ目駅、J R 大船渡線一ノ関、真滝、陸中門崎、岩ノ下、陸中松川、狹鼻溪、柴宿、摺沢、千厩、小梨、矢越、折壁及び新月駅となっている。

③ 交通機関等

市では、株式会社岩手県交通及び株式会社東磐交通による路線バスが運行されているほか、公共バスとして、市営バスが花泉地域、大東地域、千厩地域、室根地域及び川崎地域で運行され、なの花バスが一関地域にて運行されている。

(3) 重要施設等

① 産業等

市は、高速自動車国道路や新幹線等の高速交通網の中核都市として一ノ関駅東地域の工場施設や東台工業団地などの造成促進を図ったことから、市内に工業施設が立地しており、半導体関連、自動車関連部品等を中心に生産され、県内でも有数の工業施設を有している。

工業団地等は、物流等産業経済の拠点であり、武力攻撃等を受けた場合には、甚大な被害の発生が懸念されることから、施設管理の実態に応じた連絡網の構築等情報伝達の方法について配慮する必要がある。

② 生活関連施設

市内にはダムや浄水施設、危険物等の貯蔵所など国民保護法で定める生活関連施設が所在していることから、迅速な情報収集、関係機関との連携などに配慮するとともに、特にダム施設は大量の水を蓄えており、破壊された場合には下流に及ぼす被害が甚大となるおそれがあることから、周辺住民の避難について配慮する必要がある。

③ 観光

市内には、天然記念物の奇岩罅穴（おうけつ）の名勝巖美溪、日本百景で両岸に屹立絶壁の名勝狷鼻溪、名湯須川温泉を代表とする一関温泉郷、国定公園栗駒山や県立公園室根山を有しており、四季折々の自然景観を織り成す観光地として、年間を通じて観光客で賑わっている。

また、地域の歴史と伝統が息づく郷土色豊かな祭りとして、一関夏まつり、大東大原水かけ祭り、室根神社特別大祭、川崎花火大会、藤沢野焼祭などの各種まつりが開催され、多くの市民や観光客で賑わいを見せている。

県内外及び海外からも大勢の観光客が訪れるが、これらの観光客は、一般的に市内の地理に不案内であることや安否情報の把握が困難であることから、情報の伝達や収集、避難誘導の方法などに配慮する必要がある。

第4章 本計画が対象とする事態の類型

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

本計画においては、武力攻撃事態として、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、県国民保護計画において対象とされている事態を対象とする。

国の定める基本指針においては、以下の4つの類型が対象として想定され、その特徴等が示されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等各種の目的達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超える各種の不正規型の武力攻撃(政治経済の中核施設、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等)を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが考えられる。

一般的に被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設(原子力施設等)やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。

発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、発射後短時間に着弾することから、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。

弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。そのため、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定さ

れることもある。

2 緊急処理事態の類型及び対応

本計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- | |
|--|
| ア 原子力事業所等の破壊
イ 危険物施設・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
ウ ダムの破壊 |
|--|

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- | |
|--------------------------|
| ア 集客施設・駅等の爆破
イ 列車等の爆破 |
|--------------------------|

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- | |
|---|
| ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
エ 水源地に対する毒素等の混入 |
|---|

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- | |
|--|
| ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
イ 弾道ミサイル等の飛来 |
|--|

第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制の整備を図る必要があることから、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態等の認定が行われる前の段階における市の初動体制について、以下のように定める。

1 市の各部及び支所における平時の業務

市の各部及び支所は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

また、市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の組織編制及び業務については、市地域防災計画上の業務との整合性を図り、円滑に行えるように定める。

2 初動体制等の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合及び原因の明らかではない被害が発生した場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急措置を行っていくことが極めて重要となることから、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態等の認定が行われる前の段階における市の組織及び体制について、以下のとおり定める。

(1) 24時間体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間体制を確保する。

① 執務時間中における連絡体制

一関市消防本部 ⇒ 市長公室（秘書課）、各支所（地域振興課）、各消防署

② 夜間・休日における連絡体制

武力攻撃事態等及びその兆候に関する情報を受けた場合における連絡順位

ア 一関市消防本部 ⇒ 市長、副市長、消防長、防災課長、教育長、各部長、各支所長

イ 防災課長 ⇒ 消防本部各課長、各署長

ウ 消防本部総務課長 ⇒ 消防団（消防団長） → 地域本部長

※ その他の職員等にあつては、事態の状況に応じて連絡するものとする。

(2) 警戒配備体制

市長は、他市町村で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事態が発生した場合など、市の全ての部及び支所での対応は不要であるが、情報収集等の対応が必要な場合において、市としての確かつ迅速に対処するため、消防本部において速やかに警戒配備体制を整え当該事案に関する情報収集等を行わせる。

(3) 緊急事態連絡室等の設置

市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡するとともに、市としての確かつ迅速に対応するため「緊急事態連絡室」を設置する。

緊急事態連絡室の構成は、市長を室長とし、市地域防災計画災害対策本部及び支部体制に準ずる。

(4) 緊急事態連絡室の役割

緊急事態連絡室は、市及び市消防機関の総合調整及び関係機関等と連携を図り、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(5) 事態認定前の初動措置における関係機関との連携

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、岩手県〇〇事故対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部が設置された場合は、緊密な連携を図る。

また、現場の消防機関による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは、救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関と共有するとともに、必要な措置を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

(6) 市の初動体制及び職員の参集基準等

市は、初動体制及び職員の参集基準等について以下のとおり定め、初動対応に万全を期するものとする。

【市における職員の参集基準等】

体制	参集職員の範囲
警戒配備体制 ①	消防本部消防長、防災課長、防災課員のほか消防長が指名した者が参集する。
緊急事態連絡室体制 ②	原則として、緊急事態連絡室構成職員が本庁または支所等に参集する。
国民保護対策本部体制 ③	全ての職員が本庁または支所等に参集する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	他市町村で緊急対処事態の認定に繋がる可能性のある事態が発生した場合など、市の全ての部及び支所等での対応は不要であるが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、市の全ての部及び支所等での対応が必要な場合及びその他市長が認めた場合		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全ての部及び支所等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、市の全ての部及び支所等での対応が必要な場合及びその他市長が必要と認めた場合	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(7) 対策本部への移行に要する調整

市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して本計画第3編において定める体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。

(8) 職員が参集困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として携帯電話等を携行し連絡手段を確保するが、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を指定しておき、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

【市の幹部職員、国民保護担当課長等の代替職員】

職名	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市長	副市長	消防長	消防次長
副市長	消防長	消防次長	防災安全対策監
消防長	消防次長	防災安全対策監	消防本部総務課長
防災課長	防災課主幹	防災課長補佐	防災課員
支所長	支所次長	支所市民課長	支所保健福祉課長

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、24時間体制の状況を踏まえ、国民保護担当職員が参集するまで情報収集等を行い、早期の初動体制確立を図るものとする。

また、消防職員の参集基準等について、市の参集基準等に準じて一関市消防計画（以下「消防計画」という。）において定める。

(2) 消防団の充実・活性化の推進

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防団員の参集基準等について、消防計画において定めるものとする。

4 通信体制の整備等

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、施設及び設備等の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信体制を活用するとともに、以下の事項に十分留意し運営・管理を行う。

【施設及び設備等の整備に関する留意事項】

- ① 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政情報システム等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
- ② 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ③ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）及び関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ④ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

【管理及び運用に関する留意事項】

- ① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに非常用電源を利用した場合等を想定した実践的通信訓練を実施し、関係機関との非常通信体制の確保及び設備、施設等の復旧能力の向上を図る。
- ② 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ③ 夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平時から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ④ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び移動系防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ⑦ 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政情報システム、コミュニティFMラジオ、広報車等を活用するとともに、要配慮者に伝達ができるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

5 関係機関等との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり関係機関との連携体制を定める。

(1) 県との連携

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握し、定期的に更新するとともに、警報の内容、避難経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 近接市町村等との連携

市は、「岩手県・宮城県際市町災害時相互応援に関する協定」のほか、近接市町村の連絡先等に関する最新の情報を常に把握するとともに、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

また、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 関係機関等との協定の締結等

① 関係機関等との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

② 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院や医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携体制の整備に努める。

(4) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知や自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(5) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災に関する連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(6) 地域コミュニティによる共助意識の醸成

市は、武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関し、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、市は、市民等のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集等に関して必要な事項について、以下のとおり定める。市は、これらの情報の蓄積及び更新に努めるとともに、関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、あらかじめ県との役割分担も考慮して定める。

【大規模集客施設等の例】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校、病院、駅、官公庁② 商業施設で店舗面積 1,000 m²以上の店舗③ 文化施設、運動施設等で、屋内外を問わず収容人員 100 人以上の施設④ 宿泊施設で客室 20 室以上を有する施設⑤ 事業所等で従業員 100 人以上の施設⑥ その他の施設等で収容人員 100 人以上若しくは建物面積が 1,000 m²以上の施設 |
|---|

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁や県が作成するモデル避難実施要領等を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、避難実施要領のパターンに基づき避難訓練を実施し、検証して必要に応じて修正を加え実効性の高い実施要領の作成に努める。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市町村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力に関する情報】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、タクシー等）の数、定員など② 運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など |
|--|

【輸送施設に関する情報】

① 道路（路線名、起点・終点、幅員、管理者の連絡先など）
② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
③ ヘリポート（ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

5 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条 生活関連等施設	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省・農林水産省
第 28 条 危険物質等	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	8 号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省・農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11 号	毒性物質	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、食料や生活必需品等、必要な物資の公的備蓄の充実及び飲料水の供給体制の確立、管理する防災資機材等の点検、整備に努める。

さらに、防災における生産・流通・保管事業者等と物資調達に関する既存の協定を締結するなど、流通備蓄を利用し調達ルートを多様化することにより、必要な物資、資材の確保に努める。

また、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があることから、自然災害と同様、住民自ら備えておくことが期待される。

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、仮設トイレ、燃料など

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するとともに、武力攻撃災害において備蓄する物資又は資材が不足したときは、知事に対し、必要な物資または資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等と、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

武力攻撃災害による被害を最小限にとどめるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、市の職員及び消防団員並びに自主防災組織のリーダーは、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対応力の向上に努める必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する知識や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、また、市が実施する研修及び訓練について以下のとおり定める。

1 国民保護に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携して、住民に対し、広報誌、パンフレット、コミュニティFMラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発等と連携し、消防団及び自主防災組織等の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、所管する学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、国が作成する各種資料（「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

【住民への周知が必要な事項】

- ① 警報や避難指示等の伝達方法
- ② 警報に係るサイレン音の意味
- ③ 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務
- ④ 不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等
- ⑤ 弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき行動
- ⑥ 特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止

(5) 住民の協力に関する啓発

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、住民の自発的な意思により協力を求める必要があるものについて、その内容や方法等の啓発に努める。

(6) 市による研修

市は、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等、国の研修機関や外部有識者等を有効に活用し、広く職員の研修機会を確保する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にして、以下に示す訓練を実施する。

【主な訓練の形態】

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

【留意事項】

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題等を明らかにし、国民保護計画やマニュアル等の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 市国民保護対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の流れ

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会並びに関係機関等に市対策本部を設置した旨を連絡する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、災害時緊急連絡簿等により、市対策本部に参集するよう連絡する。

また、大規模災害発生時等において災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行う一斉参集システムの導入等、連絡方法の迅速性及び簡易性を高めるための検討を行い、その整備を図るものとする。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市役所本庁舎大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

⑤ 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、当該市が市対策本部を設置すべき市として指定されていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市としての指定を行うよう要請する。

(3) 国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室等を設置して即応体制の強化を図り、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

2 市対策本部の組織構成及び機能

(1) 職員の参集

① 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

② 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集職員の代替職員を指定しておくものとし、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長（市長）	副 市 長	消 防 長	消 防 次 長
市対策副本部長（副市長）	消 防 長	消 防 次 長	防災安全対策監
本部員（教 育 長）	教 育 部 長	教 育 部 次 長	教 育 部 次 長
本部員（消 防 長）	消 防 次 長	防災安全対策監	消防本部総務課長
本部員（市長公室長）	市長公室次長	市長公室次長	危 機 管 理 監
本部員（総 務 部 長）	総 務 部 参 事	総 務 部 次 長	総 務 部 次 長
本部員（まちづくり推進部長）	まちづくり推進部次長	まちづくり推進部次長	まちづくり推進部政策推進監
本部員（市民環境部長）	市民環境部次長	市民環境部次長	市 民 課 長
本部員（保健福祉部長）	保健福祉部次長	保健福祉部次長	長 寿 社 会 課 長
本部員（商工労働部長）	商工労働部次長	商 業 観 光 課 長	勞 働 政 策 課 長
本部員（農 林 部 長）	農 林 部 次 長	農 林 部 次 長	農林部政策推進監
本部員（建 設 部 長）	建 設 部 次 長	建 設 部 次 長	道 路 管 理 課 長
本部員（上下水道部長）	上下水道部次長	下 水 道 課 長	簡易水道課主幹
本部員（水 道 部 長）	水 道 部 次 長	水 道 部 次 長	浄 配 水 課 長
本部員（教 育 部 長）	教 育 部 次 長	教 育 部 次 長	文 化 財 課 長
本部員（支 所 長）	支 所 次 長	支 所 市 民 課 長	支所保健福祉課長
本部員（防 災 課 長）	防 災 課 主 幹	防 災 課 長 補 佐	防 災 課 員

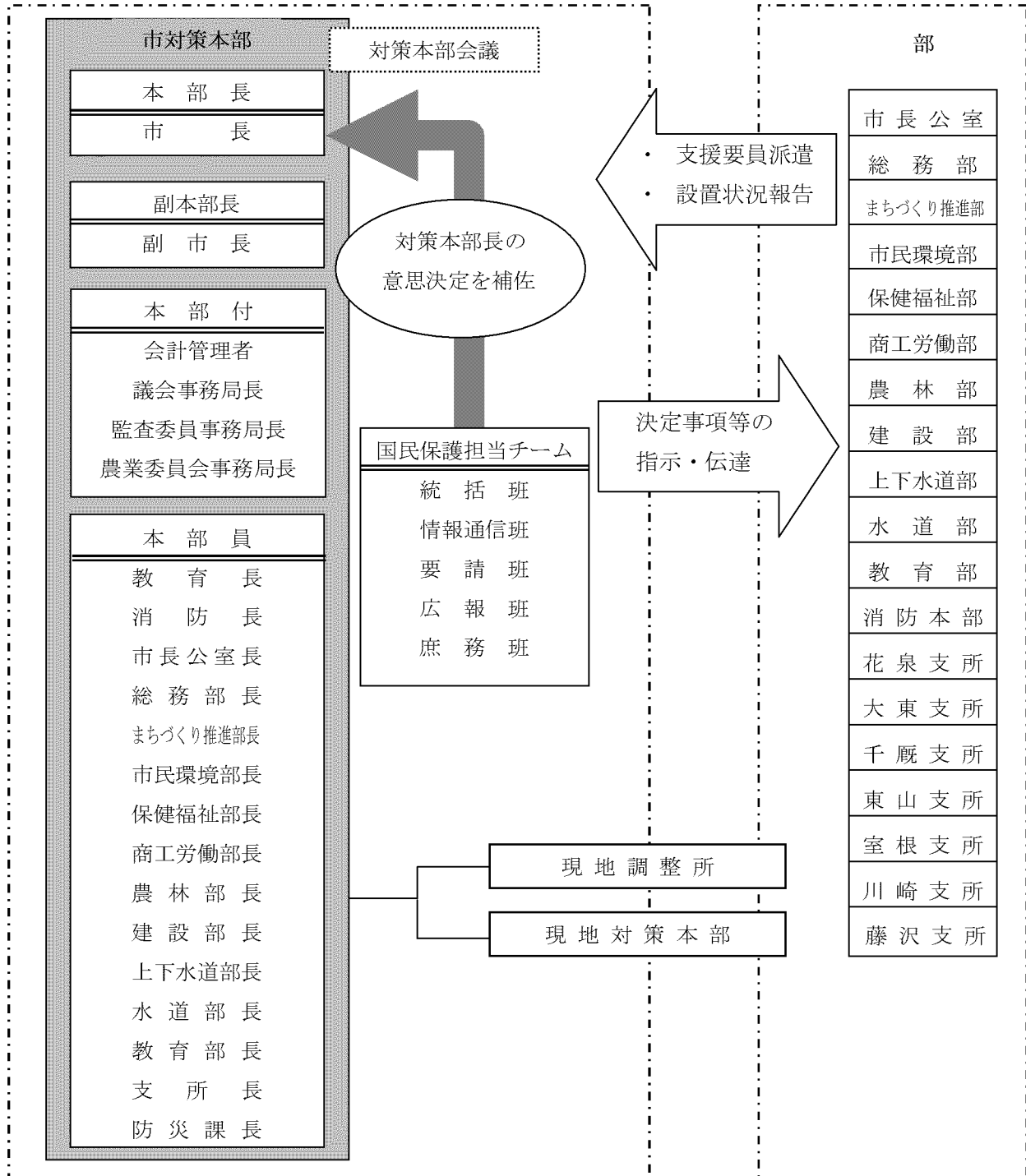
③ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用し、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 市対策本部の組織

市対策本部の組織は、一関市国民保護対策本部及び緊急対処事態等対策本部条例において定めるもののほか必要に応じて別に定めるものとし、組織構成及び組織の機能については、以下のとおりとする。

① 市対策本部の組織構成及び組織の機能



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする。
(市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

② 国民保護担当チーム

政府による事態認定の通知を受けた場合、市対策本部長は市対策本部員のうち消防長、防災課長等、事案発生時の危機管理に不可欠な要員を中心とした国民保護チームを編成し、初動体制の確立及び対策本部長の補佐機能に基づく業務を行わせるものとする。

また、必要に応じて各課等から支援要員を派遣させ、円滑連絡調整を図るとともに、対策本部体制の早期確立を図るものとする。

【国民保護担当チームの編成及び役割】

班 名	機能	担 当
統 括 班	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部会議の運営に関する事項 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 市が行う国民保護措置に関する調整 	消防本部 総務部 市長公室
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、県、他の市町村等、関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報、○避難や救援の実施状況、○災害への対応状況、 ○安否情報、○その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線や通信機器の確保 	消防本部 総務部 保健福祉部 教育部
要 請 班	<ul style="list-style-type: none"> 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等、広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 	消防本部
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等、対外的な広報活動 	市長公室
庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 市対策本部員の食料の調達等、庶務に関する事項 	総務部

【国民保護担当チームの班長及び代替職員】

班 名	班 長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
統 括 班	防 災 課 長	防 災 課 主 幹	防 災 課 長 補 佐
情報通信班	消 防 課 長	消 防 課 主 幹	消 防 課 長 補 佐
要 請 班	消 防 本 部 総 務 課 長	消 防 本 部 総 務 課 長 補 佐	消 防 本 部 総 務 課 長 補 佐
広 報 班	広 聴 広 報 課 長	I L C 推 進 課 長	広 聴 広 報 課 長 補 佐
庶 務 班	職 員 課 長	職 員 課 長 補 佐	職 員 課 長 補 佐

※ 班長及び代替職員については、参集所要時間についても把握しておくものとする。

(3) 市対策本部における広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

② 広報手段

広報紙、記者会見、記者発表、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備。

③ 留意事項

広報実施の際は、下記の事項に十分留意すること。

【留意事項】

- | |
|--|
| <p>ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することがないよう迅速に対応すること。</p> <p>イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。</p> <p>ウ 県と連携した広報体制を構築すること。</p> |
|--|

(4) 市現地对策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地对策本部を設置する。

市現地对策本部長や市現地对策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員、その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

また、関係機関によりすでに現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整を図る。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【市対策本部の設置予備施設】

代替施設名（第1順位）	代替施設名（第2順位）	代替施設名（第3順位）
一関市消防本部	一関市総合体育館	一関文化センター

(7) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

【市において集約・整理しておくべき基礎的資料】

- ① 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ等）
- ② 区域内の道路網のリスト（避難経路として想定される高速道路、国道等の幹線道路のリスト）
- ③ 輸送力のリスト（運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、交通網等）
- ④ 避難施設のリスト（避難施設の収容能力や保有設備等のデータベース）
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、調達先のリスト）
- ⑥ 生活関連等施設等のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- ⑦ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ⑧ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧（※代表者及びその代替の者の住所、連絡先等）
- ⑨ 避難行動要支援者名簿

3 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政情報システム等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第2章 関係機関相互の連携

市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 防災に関する連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災に関する連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

また、市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 国・県との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

また、市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合においても、市は所要の協力を行う。

(3) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

(4) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(5) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合において、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 自衛隊との連携

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊岩手地方協力本部長（第1優先連絡先）又は陸上自衛隊第9師団長（第2優先連絡先）を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

【国民保護等派遣により想定されている自衛隊が行う国民保護措置の内容】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）② 避難住民等の救援（食品・飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）④ 武力攻撃災害による応急の復旧（危険な瓦礫等の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等） |
|---|

※ 武力攻撃災害時においては、自衛隊はその主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものとされていることに留意すること。

(2) 出動部隊等との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村との連携

(1) 他の市町村長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

なお、「岩手・宮城県際市町災害時相互応援に関する協定」によるほか、応援を求める市町村との間であらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平時における調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

(3) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

5 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な措置を要請する。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援に係る事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院

救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平時からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員派遣のあっせん

市は、前項の職員の派遣要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

7 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の伝達、自主防災組織等や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進するとともに、

協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導に必要な援助

避難住民の誘導を行う者は、必要があると認める場合には、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

(2) 救援に必要な援助

市長又は市の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助

市長若しくは消防吏員、その他の市の職員等は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 消火のための水を運搬すること
- ② 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること
- ③ 被災者の救助のための資機材を提供すること
- ④ その他武力攻撃災害への対応に関する措置を講ずるための必要な援助

など

(4) 保健衛生の確保に必要な援助

市長若しくは市の職員は、武力攻撃災害の発生により市の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 健康診断の実施
- ② 感染症の動向調査の実施
- ③ 水質の検査の実施
- ④ 感染症予防活動の実施
- ⑤ 被災者の健康維持活動の実施

第3章 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃事態等における警報の伝達等

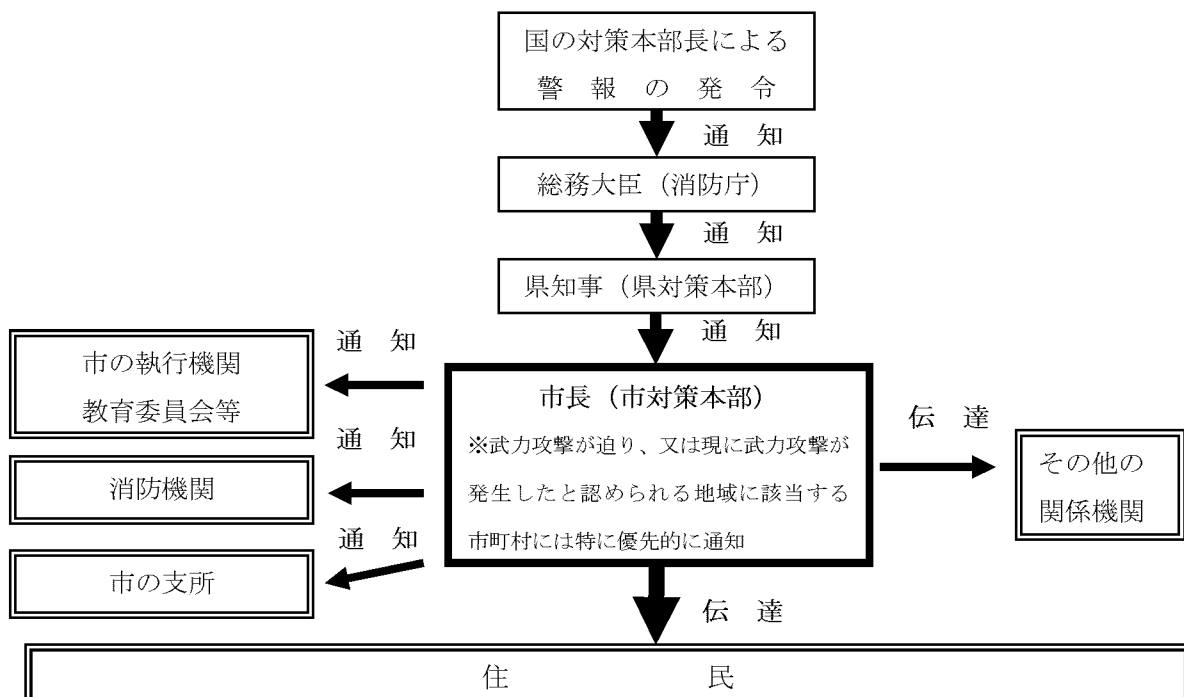
(1) 警報の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に伝達する。

(2) 警報の通知

市は、当該市の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達】



※ 市長は、一関市ホームページ (<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>) に警報の内容を掲載する。

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政情報システムやコミュニティFMラジオ等を活用することなどによる。

【国の発令する警報の伝達内容】

- | |
|--|
| ア 武力攻撃事態等の現状及び予測 |
| イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃事態が発生したと認められる地域
(該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある) |
| ウ 前2号に掲げるものの他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 |

2 警報伝達の方法等

(1) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、原則として以下の要領により行う。

- | |
|---|
| <p>① 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、防災行政情報システム等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するとともに、コミュニティFMラジオにて同様の放送を行う。</p> <p>市は、警報が発令された旨を、市のホームページ (http://www.city.ichinoseki.iwate.jp) に警報の内容と併せて掲載する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政情報システム、コミュニティFMラジオ、一関市ホームページへの掲載等の手段により、周知を図る。</p> <p>ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>①及び②の場合において、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政情報システム等による伝達以外の方法も活用する。</p> |
|---|

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた対応】

政府から、以下に挙げる国民保護に関する情報が発信された場合、J-ALERT 受信機にて受信し、防災行政情報システムを自動起動させてサイレン吹鳴及び放送を行う。併せてコミュニティFMラジオを自動起動させて放送し、住民への伝達を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 弾道ミサイル情報② 航空攻撃情報③ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報④ 大規模テロ情報⑤ ①から④のほか、緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報 |
|---|

(2) 警報伝達の体制整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平時における地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会並びに

避難行動要支援者への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者への伝達

警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築する。また、防災・福祉部局との連携のもとで避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達等

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急対処事態における警報の伝達等

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

4 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の内容】

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 武力攻撃災害が発生した日時 |
| イ | 武力攻撃災害が発生した場所 |
| ウ | 武力攻撃災害の種別 |
| エ | 被害状況 |
| オ | 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項 |

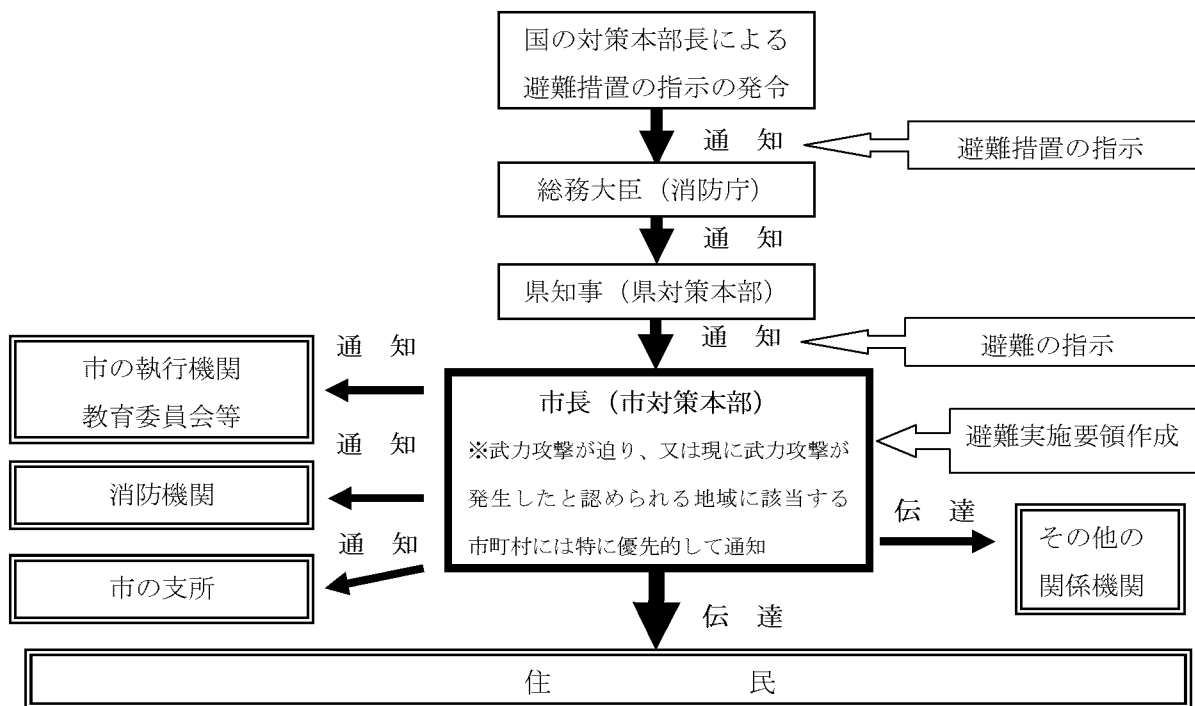
第4章 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】



※ 市長は、避難の指示受領後速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にして、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態の決定）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）（県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿の活用、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路の設定、交通規制（警察との調整、道路管理者との連絡）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

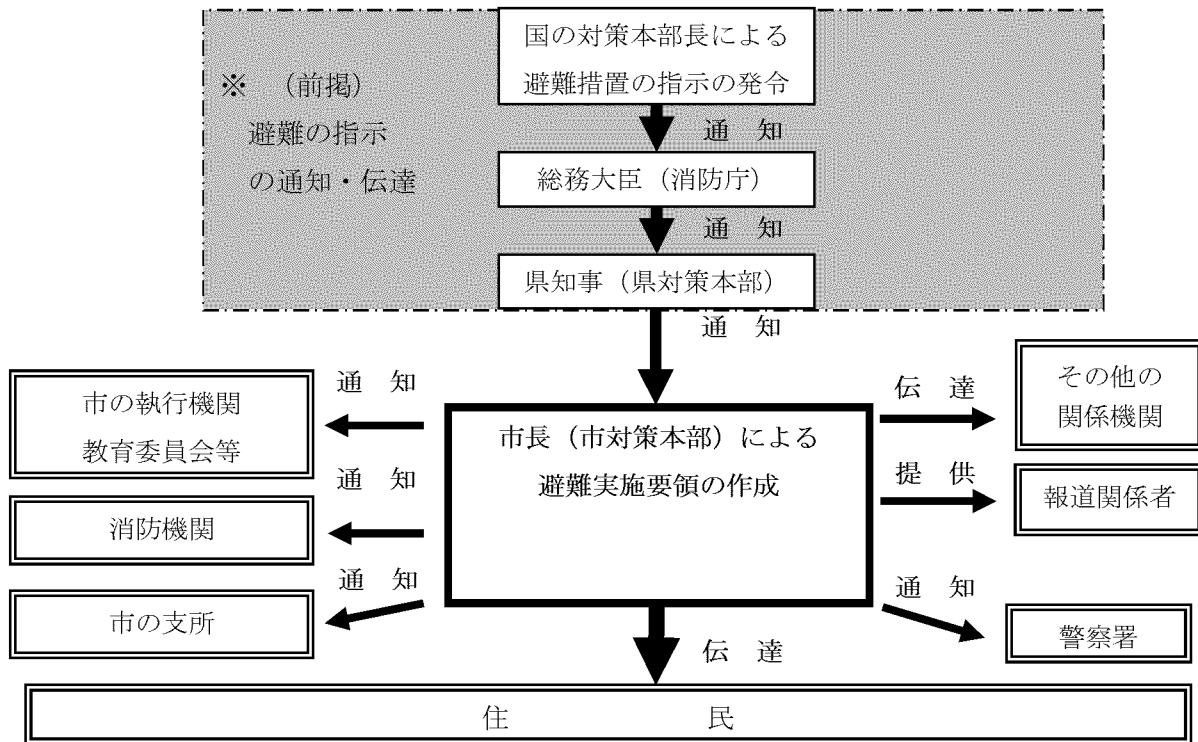
(3) 避難実施要領の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊岩手地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を速やかに提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長が定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、警察官等という）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等、関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、各学校や事業所における避難の在り方について、対応を確認する。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会の長等地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供、その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報をも提供する。

(7) 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、防災・福祉部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置し、介護保険制度関係者、障がい者団体、避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者等への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。

また、自然災害時の対応として策定している「一関市避難行動要支援者の避難支援計画」に沿って対応を行う。その際、避難支援等関係者との十分な協議のうえ、その役割を分担するものとする。

また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得ることに留意する。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに、要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全の確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 避難に当たって配慮すべき事項

- ① 冬期間及び積雪時並びに大雨等の荒天時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、道路等の凍結や大雨による道路の冠水、土砂崩れによる通行止めなどにより移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、市は十分に配慮する。

- ② 大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。
- ③ 住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるが、市長は、中山間地域など交通手段等が限られている地域などにおいて、避難の指示の伝達を行うに当たっては、地理的条件や交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車等を交通手段として示すことについても十分に配慮する。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、市の行う救援の活動内容や県との役割分担について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

【救援の概要】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 収容施設の供与② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与③ 医療の提供及び助産④ 被災者の捜索及び救出⑤ 埋葬及び火葬⑥ 電話その他の通信設備の提供⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理⑧ 学用品の給与⑨ 死体の捜索及び処理⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |
|--|

(2) 救援の補助

市長は、前項で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平時において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

なお、市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(3) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(4) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、避難住民等が受入れを希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部及び県の対策本部を通じて国民に公表する。

また、市は、国民、企業等から送られた救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

第6章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保等

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

その際、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

① 消防吏員の通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

② 市長による知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保

① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

③ 市が管理する施設の安全確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して管理している生活関連等施設は、他の構成町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

① 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【危険物質等について市長が命ずることができる措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(4) ①【措置】のアからウの各措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

2 NBC攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

市長は、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(2) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(3) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行い、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、消防本部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意して、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(4) 汚染の拡大を防止するための措置

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等、関係機関と調整して、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者：移動の制限、移動の禁止、廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者：使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止
3号	死体	(死体の発生場所に所在する人)：移動の制限、移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(指定地方行政機関の長等又は知事自ら)：廃棄
5号	建物	立入りの制限、立入りの禁止、封鎖
6号	場所	交通の制限、交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、以下に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に以下に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

3 武力攻撃原子力災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害に対し、以下に掲げる措置を講ずる。

なお、各対処に関し、本計画に定めのないものについては、防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針及び市地域防災計画（第36節 原子力災害応急対策計画）の例によることとする。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所管する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を指定行政機関の長及び知事に通報する。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、防災基本計画（原子力災害対策編）の例により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(3) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命ずるよう知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

(4) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の定め例により行うものとする。

(5) スクリーニング及び除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び市地域防災計画（第36節原子力災害応急対策計画「医療・保健」）の定められた例により行うものとする。

4 応急措置等の実施

(1) 災害拡大の防止措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設け、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣して関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による退避の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の例】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下など屋内に一時避難すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政情報システム、コミュニティFMラジオ、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(5) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(6) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政情報システム、コミュニティFMラジオ、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(7) 安全の確保等

- ① 市長は、応急措置等を実施する市の要員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が応急措置等の実施に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察及び自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、応急措置等を実施する市の要員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮して、消火活動、救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除、軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所管のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、消防相互応援協定等に基づく消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関との緊密な連携の取れた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、市の区域に武力攻撃等の影響がなく、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。

第7章 情報の収集・提供

1 被災情報の収集・提供

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるなど、必要な体制の整備を図るとともに、担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に関して必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

(2) 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等、被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報を収集した際には、県及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知）」に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 安否情報の収集・提供

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集する。また、収集した安否情報を安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、その他個人を識別するための情報
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷または疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答希望
 - ⑬ 知人への回答希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体の安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要情報
 - ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者から照会された場合の回答への同意

(2) 安否情報の収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ安否情報の整理担当者、回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

(3) 安否情報の収集・整理

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平時において把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平時において行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

(4) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握しておく。

なお、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(5) 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、安否情報システムにより県に送付する。

ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールその他の方法により報告することとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(6) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(7) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会に対する回答が、不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(8) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(9) 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社岩手県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮して、情報の提供を行う。

第8章 その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等、保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 感染症予防対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を行う。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する場合、又は不足すると予想される場合においては、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

市は、被災者及び避難先地域の住民に対して、精神科医や保健師等の医療関係者及び関係団体の協力を得て、PTSD対策やメンタルケアに努める。

特に、市は、市教育委員会及び県教育委員会と協力して、子どもたちのカウンセリングなどを集中的に行うよう努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準にしたがうよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）及び「岩手県循環型社会形成推進計画」等を参考として、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する場合又は不足すると予想される場合においては、県に対して他の市の応援等に係る要請を行う。

(3) し尿処理対策

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。

また、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることのないよう努める。

3 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第9章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 相談窓口の設置

市は、被災者や住民からの相談、問い合わせ、要望等に的確かつ迅速に応えるため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。

(2) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(3) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第 10 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

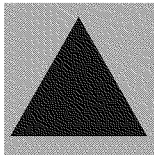
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

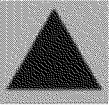
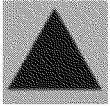
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力のために使用される場所等。



表面

	<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp _____	所持者の署名/Signature of holder _____	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

2 特殊標章等の交付及び管理

市長（水防管理者としての市長を含む。）及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき定める一関市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱及び一関市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱に基づき、国民保護措置に係る職務を行う者としてそれぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ・市の職員（消防長の所管の消防職員並びに水防管理者の所管の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ・消防長の所管の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ・水防管理者の所管の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

また、消毒、その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、武力攻撃事態等の終了後において、復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況等を踏まえつつ、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第3章 財政上の措置等

1 国民保護措置に要した費用の支弁

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等にしたいが、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等にしたいが損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続等にしたいが、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当部
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事（法第 81 条第 2 項）	消防本部
	特定物資の保管命令に関する事（法第 81 条第 3 項）	
	土地等の使用に関する事（法第 82 条）	
	応急公用負担に関する事（法第 113 条第 1 項・5 項）	
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの（法第 70 条第 1 項、3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項）	市長公室
不服申立てに関する事（法第 6 条、175 条）		総務部
訴訟に関する事（法第 6 条、175 条）		

※ 担当部を表のとおりとするが、救済事項により各部等にわたる場合は担当部が調整して行う。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。